

~市が不妊治療の経済的負担を助成~ 「福生市特定不妊治療費助成事業」を実施します

福生市では、平成31年4月から、妊娠、出産を希望し、特定不妊治療(体外受精 および顕微授精)を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、東京都が実施している 特定不妊治療費助成制度に加え、費用助成を行うことで、不妊治療の支援をします。

■不妊治療患者の増加と高額な費用負担

近年、晩婚化等を背景に不妊治療を受ける方が増加しており、不妊の検査や治療を受けた夫婦は、5.5組に1組で、体外受精等で誕生したお子さんは、「約20人に1人」という厚生労働省のデータもあります。

不妊治療には、通院、入院に伴う身体的負担、治療に関する精神的な負担がかかるとともに、多大な経済的な負担も負わなければなりません。特に体外受精、顕微授精などの特定不妊治療は、医療保険が適用されず、高額な治療費が必要となり、妊娠、出産を希望していても、負担が大きいため、不妊治療に取り組むことができない夫婦もいる状況です。

このことから、「子育てするなら ふっさ」を掲げる福生市では、経済的負担の軽減を図るため、「特定不妊治療費助成事業」を平成31年4月から実施します。

■助成の内容

特定不妊治療費として支払った額(医療保険適用外)から東京都特定不妊治療費の助成額を差し引いた額について、7万円を上限に特定不妊治療費の助成をします。

また、妻が特定不妊治療費助成を受けていて、男性不妊治療(精巣内精子生検採取 法等)を受けている場合は更に5万円を上限として加算します。

【対象者】東京都の特定不妊治療費の助成を受けた方

【上限額】特定不妊治療費助成:7万円 男性不妊治療費助成:5万円



【問合せ】健康課 保健指導係 ☎042-552-0061